

市街化区域農地に課せられた土地の固定資産税及び都市計画税における課税誤りについて

1 経緯

市街化区域農地に課せられる土地の固定資産税・都市計画税について、過大に課税徴収していたことが判明いたしました。

2 原因

市街化区域内にある農地で、生産緑地法第3条第1項に掲げる生産緑地地区に指定された農地については、一般農地として評価して課税させていただいております。この農地の生産緑地地区の指定が解除され、賦課期日後も引き続き農地として使用されている場合は、特定市街化区域農地として評価して課税させていただきます。

新たに市街化区域農地となった場合は、地方税法附則第19条の3の規定により、生産緑地地区の指定が解除された翌年度から4年が経過するまでは、課税標準額に下記の表の率を適用させ、税額を算出することとなります。

年度	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目
率	0.2	0.4	0.6	0.8

しかしながら本市では、初年度目からこの率を適用せずに課税を行っていたため、税額の誤りが生じたものであります。

3 対象

- (1) 対象件数 24件
- (2) 対象年度 平成15年度から令和2年度まで
- (3) 還付金額 27,000,000円（本税分のみ）

4 今後の対応

対象者への説明及び過納金の還付手続については、令和2年7月以降、法令等に従って、速やかに進めていきます。また、本件を受けて、適正な土地評価を行うべく、職員への土地評価における法令等解釈の周知徹底を図っていきます。